

(13) 計画の届出一覧

届出の対象	関係法令等
<p>(工場の新設等)</p> <p>下記のイ〜ホ以外の製造業、電気業、ガス業、自動車整備業または機械修理業における電気使用設備の定格容量の合計が300kW以上となる事業場に係る建設物もしくは機械等の設置もしくは移転または主要構造部分の変更イ 食料品、たばこ製造業（化学調味料製造業および動植物油脂製造業を除く。）</p> <p>ロ 繊維工業（紡績業および染色整理業を除く。）</p> <p>ハ 衣服その他の繊維製品製造業</p> <p>ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）</p> <p>ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業</p> <p>(有害な機械等の設置等)</p> <p>次に掲げる機械等の設置もしくは移転または主要構造部分の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>粉じん別表第2第6号および第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械または設備ならびに同表第14号の型ばらし装置</li> <li>特定粉じん発生源または粉じん別表第3に係る粉じん発生源に設置する局所排気装置またはプッシュプル型換気装置</li> <li>有機則に示す密閉装置もしくは局所排気装置またはプッシュプル型換気装置</li> <li>特定化学物質「第1類物質」または「特定第2類物質等」を製造する設備</li> <li>「特定第2類物質」または「第3類物質」を製造し、または取り扱う設備、およびその周辺設備</li> <li>「特定第2類物質」または「管理第2類物質」のガス、蒸気または粉じんが発散する屋内作業場における発散抑制の設備</li> <li>特化則に示す排ガス処理装置であって、アクロレインに係るもの</li> <li>特化則に示す廃液処理装置</li> <li>鉛等または焼結鉍等の粉じんの発生源の密閉装置、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置</li> <li>四アルキル鉛業務に用いる機械または装置</li> <li>特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</li> <li>放射線装置</li> <li>中央管理方式による空気調和設備または機械換気設備</li> </ul> <p>(大規模な建設工事)</p> <p>ゲージ圧力が0.3MPa以上の圧気工法による作業を行う仕事</p> <p>(一定規模以上の建設工事等)</p> <p>次に掲げる仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>圧気工法による作業を行う仕事（上記の仕事を除く。）</li> <li>耐火建築物または準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上または焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事</li> </ul>	<p>法88条1項 令24条 安衛則85条・86条</p> <p>法88条1項・2項 安衛則86条・88条 安衛則別表7-23号 安衛則別表7-24号</p> <p>安衛則別表7-13号</p> <p>安衛則別表7-16号</p> <p>安衛則別表7-17号</p> <p>安衛則別表7-18号</p> <p>安衛則別表7-19号 安衛則別表7-20号 安衛則別表7-14号</p> <p>安衛則別表7-15号 安衛則別表7-25号 安衛則別表7-21号 安衛則別表7-22号</p> <p>法88条3項 安衛則89条の2・91条</p> <p>法88条4項 安衛則90条・91条</p>

必要な書類等は、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

(14) 作業環境管理関係

イ 作業環境測定を行うべき作業場（労働安全衛生法施行令第21条）

作業場の種類 (安全衛生法施行令第21条)		関連規則	測定項目	測定回数	記録の 保存年
○1	土石、岩石、鉍物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じん濃度、遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
2	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則 607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590条 591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回 (注1)	3
4	坑内作業場 (1)炭酸ガスの停滯場所 (2)通気設備のある坑内 (3)28℃以上の場所	安衛則 592条 603条 612条	空気中の炭酸ガス濃度	1月以内ごとに1回	3
			通気量	半月以内ごとに1回	3
			気温	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7条	空気中の一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回 (注2)	3
6	放射線業務を行う作業場 (1)放射線業務を行う管理区域	電離則 54条 55条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回 (注3)	5
	○(2)放射線物質取扱室 (3)坑内核原料物質採掘場所		空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
○7	第1類もしくは第2類の特定化学物質を製造し、または取り扱う屋内作業場	特化則 36条	空気中の第1類物質または第2類物質の濃度	6月以内ごとに1回	3 特別管理物質については30年間
○8	粉状または溶融鉛を取り扱う屋内作業場	鉛則 52条	空気中の鉛濃度	1年以内ごとに1回	3
※9	酸欠欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 3条	空気中の酸素濃度 (硫化水素発生危険場所の場合は同時に硫化水素濃度)	その日の作業を開始する前	3
○10	有機溶剤を製造し、または取り扱う屋内作業場	有機則 28条	空気中の有機溶剤濃度	6月以内ごとに1回	3

作業場の種類の欄に○印を付した作業場は指定作業場であり、測定は作業環境測定士または作業環境測定機関が行わなければならない。

また、※印を付した作業場の測定は酸欠欠乏危険作業主任者に行わせること。

- (注)
- 1 施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合には、遅滞なく測定する。
  - 2 室温および相対湿度については、1年間基準値を測定し、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春または秋、夏および冬の年3回。
  - 3 放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および遮へい物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは6月以内ごとに1回。

ロ 作業環境測定基準の概要

事項 測定の種類	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の 分析方法等
鉱物性粉じん 中の遊離けい 酸の含有率			① エックス線回折分 析方法 ② 比重分析方法
鉱物性粉じん	① 測定点は、単位作業場 所の床面上に6m以下 の等間隔で引いた縦の線 と横の線との交点の床上 50cm以上150cm以下 の位置とすること。(A 測定) ただし、単位作業場所 における空気中の測定対 象物質の濃度がほぼ均一 であることが明らかとな るときは、6mを超える等間 隔で引いた縦の線と横の 線との交点とすることが できる。	④ 分粒装置を用いる ろ過捕集方法	比重分析方法
		⑤ 相対濃度指示方法 (1以上の測定点に おいて、④の方法を 同時に行う場合に限 る。)	かつこ書きは比重分析 方法
特定化学 物質等 石綿 石綿以外 の特定化 学物質等	② 測定点は単位作業場所 について5以上とすること。 ただし、単位作業場所 が著しく狭い場所であ って、当該単位作業場所 における空気中の測定対 象物質の濃度がほぼ均一 であることが明らかとな るときは、この限りでない。	④ 物質の種類に応じ、 液体捕集方法、固体 捕集方法、直接捕集 方法、ろ過捕集方法 が定められている。	物質の種類に応じ、吸 光光度分析方法、けい 光光度分析方法、ガス クロマトグラフ分析方 法、高速液体クロマト グラフ分析方法、原子 吸光分析方法、比重分 析方法が定められてい る。
		⑤ ③の物質については、許可単位作業場所 では、検知管方式の測定機器を用いる方法(1 以上の測定点において、④の方法を同時に行 う場合に限る。)	
鉛	③ 測定は、作業が定常的 に行われている時間に行 うこと。 ④ 測定対象物質の発散源 に近接する場所において 作業が行われる単位作業 場所にあつては、A測 定のほか、当該作業が行 われる時間のうち、空気 中の測定対象物質の濃度 が最も高くなると思われ る時間に、当該作業が行 われる位置において測定 を行うこと。(B測定)	⑥ アクリロニトリル、エチレンオキシド、塩 化ビニル、塩素、シアン化水素、弗化水素、 ベンゼン、硫化水素については、妨害物質の ない場合に限り検知管方式の測定機器を用い る方法。	
		⑥ ③の物質については、許可単位作業場所 では、検知管方式の測定機器を用いる方法(1 以上の測定点において、④の方法を同時に行 う場合に限る。)	
有機溶剤	⑤ 1の測定点における試 料空気の採取時間は、10 分以上継続した時間と すること。	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法、ま たは原子吸光分析方法
		④ 物質の種類に応じ、 液体捕集方法、固体 捕集方法、直接捕集 方法が定められてい る。	物質の種類に応じ、吸 光光度分析方法、ガス クロマトグラフ分析方 法が定められてい る。
		⑥ アセトン、イソプロピルアルコール、イソ ペンチルアルコール、エチルエーテル、キシ レン、クロゾール、クロルベンゼン、クロ	

事項 測定の種類	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の 分析方法等
有機溶剤	ただし、相対濃度指示 方法、直接捕集方法また は検知管方式による測定 機器を用いる方法による 試料空気の採取につい ては、この限りでない。		ホルム、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、 酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、四塩化 炭素、シクロヘキサノン、1,2-ジクロロエ チレン、N、N-ジメチルホルムアミド、ステ レン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリク ロルエタン、トリクロロエチレン、トルエン、 二硫化炭素、2-ブタノール、メチルシクロヘ キサノンについては、妨害物質のない場合に 限り検知管方式の測定機器を用いる方法。 ④ ⑤の物質を主成分とする混合有機溶剤につ いては、許可単位作業場所では、検知管方式 による測定機器を用いる方法(1以上の測定点 において、④の方法を同時に行う場合に限る。)
電 離 放 射 線	単位作業場所について、測 定を行うこと。	放射性 物質 状態	液体捕集方法またはろ 過捕集方法 ① 全アルファ放射能 計測方法、全ベータ 放射能計測方法、全 ガンマ放射能計測方 法等のうち、当該放 射性物質の濃度の測 定に最も適した方法 ② 放射化学分析方法 ③ けい光光度分析方 法(気中ウラン濃度 に限る。)
		外部放射 線による 線量当量率	中子線 ガンマ線 または エックス線
気 温 ・ 湿 度 等	気温およ び湿度	測定点は、単位作業場所につ いて、当該単位作業場所の中 央の床上50cm以上150cm以 下の位置に、以上とすること。	0.5度目盛のアスマン通風乾湿計
	よく射熱	熱源ごとに、作業場所で熱 源に最も近い位置とすること。	0.5度目盛の黒球寒暖計
騒 音	① 測定点は、単位作業場 所の床面上に6m以下の 等間隔で引いた縦の線と 横の線との交点の床上 120cm以上150cm以下の位		① 普通騒音計による こと。 ② 周波数補正回路の A特性を使用するこ と。

事項 測定の種類	測定点の定め方等	試料空氣の採取方法等	採取した試料の 分析方法等
騒音	置(設備等)があつて測定が著しく困難な位置を除く。)とすること。この場合において測定点は、単位作業場所について5以上となるようにすること。(A測定) ② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行う。(B測定) ③ 1の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、10分以上継続した時間とすること。		
坑内測定	CO <sub>2</sub> 濃度	測定点は、坑内における切羽と坑口の中間の位置および切羽に、それぞれ1以上とすること。	検知管方式による二酸化炭素検定器
	気温		0.5度目盛の温度計
建築物の室内における測定	COの含有率	① 測定点は、建築物の室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置に1以上とすること。 ② 測定は、建築物の室の通常の使用時間中に行うこと。	検知管方式による一酸化炭素検定器
	CO <sub>2</sub> の含有率		検知管方式による二酸化炭素検定器
	室温および外気温		0.5度目盛の温度計
	相対湿度		0.5度目盛の乾湿球の湿度計
酸	測定点は、当該作業場における空氣中の酸および硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、5以上とすること。		酸素計または検知管方式による酸素検定器
硫化水素			検知管方式による硫化水素検定器

## ハ 作業環境評価基準の概要

作業環境評価基準では、次により評価を行います。

### A測定のみを実施した場合の評価

A 測定		
第1評価値<管理濃度	第2評価値≤管理濃度 ≤第1評価値	第2評価値>管理濃度
第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分

### A測定およびB測定を実施した場合の評価

		A 測定		
		第1評価値 <管理濃度	第2評価値≤管理濃度 ≤第1評価値	第2評価値 >管理濃度
B 測 定	B測定値<管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度≤B測定値 ≤管理濃度×1.5	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	B測定値>管理濃度 ×1.5	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

ここで、「管理濃度」とは、作業環境測定結果から当該単位作業場所の作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標として定めたものです(表1参照)。

また、「第1評価値」とは、単位作業場所において考え得るすべての測定点の作業時間における気中有害物質の濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値、「第2評価値」とは、単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値であり、いずれもA測定値から計算で求められます。

なお、評価は測定対象物質ごとに行いますが、混合有機溶剤の場合は、管理濃度を加味した総合評価を行います。